

# 24時間・365日、夜間休日でも安心! 全教専用事故受付フリーダイヤル

事故にあわれたとき・ご契約のお車が故障したときの連絡先(事故・故障発生時のご連絡)

平日9:30~17:00(代理店)

0120-977-213



上記以外の時間(全教専用事故受付フリーダイヤル)

0120-272-665



24時間・365日  
事故現場アシスト  
(サービス)

## 休日・夜間でも万全の初期対応

■休日・夜間でも、万全の初期対応

全教自動車保険は、休日・夜間でも、加入者の方の不安・要望に応える、**全教専用事故受付フリーダイヤル**を開設。初期対応を24時間・365日体制で行っています。教職員の状況を熟知したオペレーターが対応しますので、安心です。【平日日中は、全教代理店が直接加入者の窓口となり、全面的に対応します。】

「どう対応したらいいのかわからない…」  
事故に対し必要な対応をアドバイス



「救急車で運ばれました。」  
東京海上日動が病院に  
連絡します

「保険会社から連絡が欲しい。」  
すぐに連絡し、今後の対応について  
説明します



「すぐ修理に出したい。」  
修理工場に、迅速に連絡します

ロードアシストを24時間365日体制で提供しています。

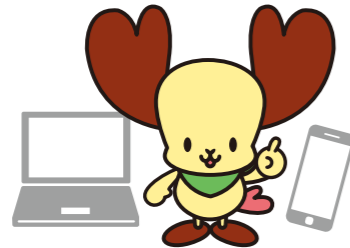
詳しくは P.14へ

車両搬送費用補償・車両搬送サービス 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス 燃料切れ時ガソリン配達サービス おクルマ故障相談サービス

## お見積りを簡単に! 全教自動車保険 見積り依頼フォーム

お申し込み、ご相談、詳しくは、代理店までお問い合わせください。

パソコンやスマートフォンから、お気軽に自動車保険の保険料のお見積りをご依頼いただけます。



●電話の方は

手続きはカンタン

☎ 03-5211-0634

●パソコンの方は

<https://zenkyo-kyosai.jp/car/>

●スマホの方はこちらから



取扱代理店 **ほんりゅう**

東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館2F

TEL 03-5211-0634 FAX 03-5211-1771

当代理店は、見積り依頼またはご契約にあたってご提供いただいた個人情報を、当代理店が取り扱う保険サービスに関するご提案をするために利用することがあるほか、全教・全教共済(各共済会を含む)および全教構成組織に提供する場合があります。今後個人情報に変更が生じた場合も同様に取り扱われます。詳しい補償内容については、「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、代理店にご請求ください。ご不明の点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

# 全教 自動車保険

33年の実績!

教職員と家族の安心のために

ロードアシストが充実!  
→ P.14

バイクも入れます!  
→ P.15



※このパンフレットは、東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)」とバイクでの「TAP(一般自動車保険)」を採用した全教自動車保険の補償内容・サービス・制度などの概要を説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、「記名被保険者が法人の契約」「事業にのみ使用する車の契約」「主な自家用車・バイク以外の車種の契約」「フリート契約」の場合は、別パンフレットでの説明となります。詳しくは代理店までお問い合わせください。

全日本教職員組合

全教団体扱自動車保険とは、全日本教職員組合と東京海上日動が提携して実施する団体扱自動車保険です。

全教 団体扱自動車保険

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

# 教職員には、全教自動車保険!

## 全教自動車保険とは

“日々、子どもと教育のために奮闘している教職員が、万が一の事故を起こした時でも、安心して教育活動に専念できるようにしたい。”

「被害者の救済と加入者の保護」「公正・迅速で安心の事故解決」を求める教職員の切実な声をうけて、全教自動車保険は1989年に損害保険会社との提携によって募集を開始しました。

わかりやすい契約手続き、安心の補償内容・事故対応、いまでこそ当たり前になった24時間365日のフリーダイヤルの導入などのサービス向上を提携している損害保険会社に要望し、加入者から寄せられる声を実現してきました。

保険会社の不払い問題や事故有等級制度導入

の際には、保険会社、時には金融庁に対して損害保険会社もつ本来の役割を徹底していくために是正や改善を要望してきました。

年を追うごとに厳しくなる交通事故加害者厳罰化により、重大な事故を起こしてしまった教職員が失職してしまうことも珍しくありません。一人でも多くの教職員を交通事故から守るため、全教自動車保険では、教職員の身分を守る事故対応に力を入れています。

小さな事故でも大きな事故でも、これまでもこれからも、多くの教職員に寄りそった「教職員に必要な自動車保険」として歩んでいきます。

## 被害者救済・加入者保護

突然に交通事故に遭われた被害者に対して、加入者が道義上の責任から被害者に対して慰謝の念をもち、お見舞いなどを行っていただくことが大切です。同時に保険会社は民事上で迅速かつ十分な賠償を行い、被害者に安心してもらうことで「被害者救済・加入者保護」が実現できます。全教自動車保険では、加入者への道義上のアドバイスや保険会社に対しての迅速な事故対応の徹底を行っています。

## 「合意事項」で教職員に安心を

全教自動車保険は、東京海上日動との連携の中で、事故対応に関する「合意事項」を締結し、教職員を事故から守る「全教方式」での事故対応をすすめています。

加入者の窓口は全教代理店、相手方の窓口は東京海上日動という大原則はもちろんのこと、重大事故時の教職員の立場をふまえた対応など、事故に遭われた加入者に「何ができるか」という観点から合意事項を作成し、加入者に安心していただけるよう実際の事故対応に活かしています。

## 全教代理店と東京海上日動の抜群のチームワーク

自動車保険のかなめとなる「事故対応」では、教職員の身分にかかわる重大事故はもちろん、加害・被害を問わず、あらゆる事故において、加入者の窓口となって、意向を把握し、保険会社に伝えます。

加入者が困ったとき、迷ったときには、そのつど必要なアドバイスをを行い、スピーディで円滑な事故解決のために、全力をあげて対応しています。



### 全教代理店

## 33年の実績で教職員を守る

- 教職員の日常を熟知
- 自動車保険の専門家としての視点
- 全国での経験に学ぶ独自のネットワーク

### 東京海上日動

## 築き上げた納得と安心

- 「高い専門性」に基づくチームアプローチ
- 安心・充実のネットワーク

国内損害サービス拠点 225か所\*

\*2022年7月時点

## 全教自動車保険だからできること

### 1 全教専用事故受付フリーダイヤルと代理店のアドバイス

24時間・365日対応で、安心の全教専用事故受付フリーダイヤル。事故受付後は、全教代理店が加入者の窓口となって、当面必要な対応を的確にアドバイスします。

### 2 重大事故ではチームでサポート

加害者本人(加入者)のご希望により、全教代理店・東京海上日動・弁護士・専門家などで、特別チームを編成。対応方針を確立し、全面的にバックアップ。全力で解決にあたります。

### 3 刑事責任を視野に入れた事故対応

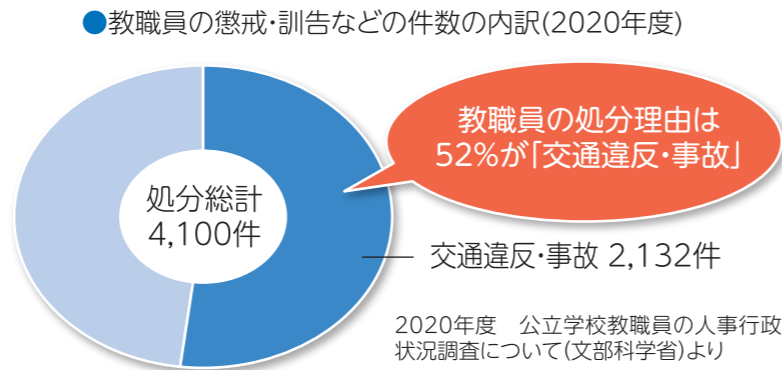
「被害者救済」の点から、早期の示談成立は非常に重要です。また、通常の重大事故の場合、示談交渉は裁判で示された過失割合を参考にするため、刑事処分が決まってからスタートすることが一般的です。しかし、それでは教職員の身分を守ることは難しくなります。全教自動車保険では、事故対応にあたって、刑事責任を視野に入れて対応します。検察官が事故状況や被害の大きさとともに被害者側の意向を重視しますから、示談が成立していることが大事なポイントになります。



# 教職員には全教自動車保険が必要なワケ

## 1 教職員が人身事故を起こしてしまったら…

公立学校の教職員の処分等の件数は、「交通違反・交通事故」によるものが最も多く、全体の5割を占めています(2020年度・文部科学省調査による)。  
交通事故の加害者に対する厳罰化の流れが強まる中で、事故によっては、教職員の身分を失うことにつながりかねません。



## 2 教育職員免許法、地方公務員法の規定

**教育職員免許法第10条の規定について**  
教育職員免許法は第10条で教員免許が失効する場合を定めており、禁錮刑以上が該当します。

**地方公務員法第28条の規定について**  
地方公務員法は第28条で失職する場合を定めており、禁錮刑以上が該当します。

※それぞれ禁錮刑以上には執行猶予付もふくまれます!

教育職員免許法第10条第1項	免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。(以下略)
第5条第1項	普通免許状は、(略)教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。(略) 三 禁錮以上の刑に処せられた者(以下略)
地方公務員法第28条第4項	職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。
第16条第1項	次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(以下略)

## 3 交通事故加害者厳罰化

2000年から、重大な交通事故が起こるたびに、“法律の穴”によって軽い罪しか問えないことに対する、被害者や遺族の要望、世論が高まりました。その影響もあり、交通事故加害者に対する厳罰化がすすみ、この20年ほどで交通法規は度重なる改正で厳罰化されています。

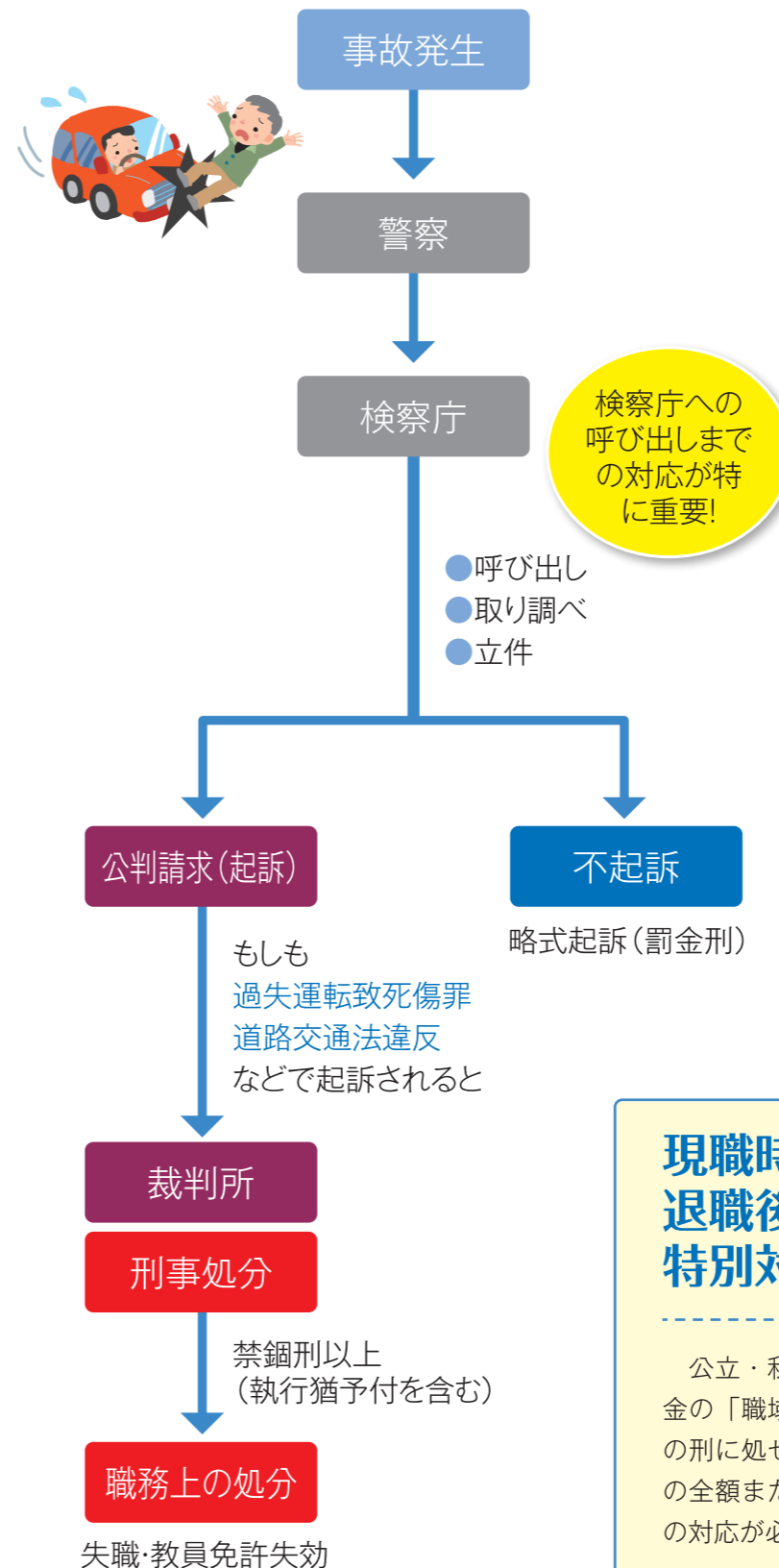
下の表は、交通事故加害者に対する刑事罰の処分判断表になります。

事故の形態によって変動するためあくまでも一般的な基準表です

交通事故の種別(被害の程度)と刑事処分(目安)の関係	
交通事故の種別(被害の程度)	刑事処分(目安)
死亡事故	懲役刑・禁錮刑(7年以下)又は罰金刑(100万円以下)
傷害事故(治療期間が3日以上であるもの又は後遺障害が存するもの)	懲役刑・禁錮刑(7年以下)又は罰金刑(50万円)
傷害事故(治療期間が30日以上3月未満であるもの)	罰金刑(30万円~50万円)
傷害事故(治療期間が15日以上30日未満であるもの)	罰金刑(20万円~50万円)
傷害事故(治療期間が15日未満であるもの)又は建造物損壊事故	罰金刑(12万円~20万円)

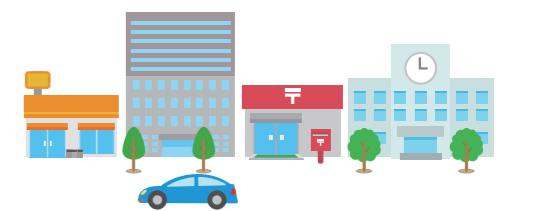
(出典:HP交通事故弁護士相談広場)

## 4 事故後の刑事処分・職務上の処分の流れ



## 5 誠意ある対応と迅速な事故対応が必要

左の図のように、人身事故を起こした場合、検察庁が正式起訴にするか判断します。  
重大な事故の解決には、加害者が事故を真に反省し誠実な対応をすることによって、被害者に対して「慰謝の念」をつくることが大切です。  
交通事故で正式な裁判となる場合は、執行猶予付を含む禁錮刑以上となるものがほとんどです。  
正式な裁判ではなく、略式起訴または不起訴になるには、被害者に対して加害者の反省の気持ちが十分に伝わってはじめて、検察官が「禁錮刑では重すぎる」と判断します。  
全教自動車保険は、提携損保会社とともに被害者への十分な賠償により、すみやかな「被害者救済」がはかれるように全力をつくします。



**現職時だけでなく、退職後の教職員の事故対応も特別対応が必要です。**

公立・私立学校を問わず、退職後に支給される共済年金の「職域部分」「年金払い退職給付」は、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、「支給制限措置」によって、その全額または半額の支給が制限されます。退職後も独自の対応が必要です。

# 「全教基本セット」のご案内



## 無駄を省いてスッキリ、必要な補償はしっかり

「全教基本セット」は、教職員と家族にぴったりの補償内容。ニーズに応じてオプションも選択できます。

全教基本セット		セット名	
補償内容		トータルセット (車両保険あり)	スマートセット (車両保険なし)
相手方への賠償 P.6	対人賠償責任保険・対物賠償責任保険 相手方への治療費や修理費等をお支払いします。	○	○
	対物超過修理費特約 相手方のお車の修理費が時価を超えた場合に、保険金をお支払いします。	○ (自動セット)	○ (自動セット)
本人・家族・同乗者のケガなどの補償 P.7	人身傷害保険 ご自身・ご家族、乗車中の方の治療費等をお支払いします。 ※無保険車との事故でも保険金をお支払いします。	○	○
	搭乗者全員のケガを補償 ①ご契約のお車に乗車中の事故	○	○
	記名被保険者及びその家族のケガを補償 ②他の車に乗車中の事故	○	○
ご契約のお車の補償 P.9	車両保険 ご契約のお車の修理費等をお支払いします。 ※一般条件とエコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)があります。	○	—
	対物超過修理費特約(自動車事故型) 加入者に責任がなく保険会社で示談交渉ができない「もらい事故」でも安心です。	○	○
過失のない事故には P.12	無過失事故に関する特約	○ (自動セット)	○ (自動セット)
借りた車での事故 P.12	他車運転危険補償特約 借りたお車での事故で自分の保険を使う場合	○ (自動セット)	○ (自動セット)
故障・事故時の備え、健康のサポート P.14.21	ロードアシスト 24時間・365日、ご契約のお車について、レッカー搬送やトラブル時の応急対応を行います。	○ (自動セット)	○ (自動セット)
	メディカルアシスト・介護アシスト ご家族の「病気やけがの悩み」や「緊急時の対応」、「介護に関する相談」等に無料で応えます。	○ (自動セット)	○ (自動セット)

※自動セットされる特約・サポート ●入院時選べるアシスト特約(P.8) ●デイリーサポート(P.21) ●故障補償特約(搬送時)(P.10) ●法律相談費用補償特約(P.11) ●被害者救済費用等補償特約(P.6) ●車両全損時諸費用補償特約(トータルセットのみ)(P.9)

ニーズに合わせたおすすめオプション	お車の使用実態やご希望にあわせてオプションを選択できます。	掲載ページ
ニーズに合わせたおすすめオプション	レンタカー費用等補償(15日) レンタカー費用や、走行不能時の帰宅費用などを補償します。	13
	レンタカー費用等補償特約(事故時30日) レンタカー費用など諸費用を補償します。事故時のレンタカー費用の補償日数等が厚くなります。	13
	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約(車両保険(一般条件)のみセット可)	10

※上記以外にも以下の補償・特約をセットできます。

- 傷害一時費用保険金(P.8) ●車内携行品補償特約(P.10) ●弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)(P.11) ●修理支払限度額50万円補償(P.10)
- 車両新価保険特約(P.10) ●車両全損時復旧費特約(P.10) ●ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(P.12) ●個人賠償責任補償特約(P.12)

全教基本セットは、東京海上日動の「トータルアシスト自動車保険」を採用しています。対象となるのは、「主な自家用車」であり、用途車種が●自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)●自家用貨物車(普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪)●特種用途自動車(キャンピング車)となります。二輪・原付の契約は、P.15・16をご覧ください。

# 相手方への賠償

事故を起こせば、たちまち職場や地域で話題になってしまうのが教職員。しかも職務上の処分につながるため、誠実な対応と円満・スピーディな解決が求められます。全教自動車保険なら、こうした教職員の立場をふまえ、全力で事故対応にあたります。なお、相手方への損害賠償に関する示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

## 対人賠償責任保険

●基本セット

自動車事故により他人を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(1回の事故につき被害者1名ごとに保険金額が限度となります)\*1

保険金額「無制限」で安心

【ご参考】

対人賠償  
高額判決例

認定総損害額	相手方	被害内容
5億0,843万円	眼科開業医(男41歳)	死亡
3億7,829万円	大学生(男21歳)	後遺障害



## 対物賠償責任保険

●基本セット

自動車事故により他人の財物(自動車、家屋など)をこわしたり、ご契約のお車が線路に立入り電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(1回の事故につき保険金額が限度となります)\*1

保険金額「無制限」で安心

【ご参考】

対物賠償  
高額判決例

認定総損害額	事故状況	被害物
1億3,580万円	車両衝突事故	店舗
1億2,036万円	踏切内、電車衝突事故	電車・沿線家屋



\*1.ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、加入者に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約 自動セット」により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。

※自動運転車の自動運転中(システムから求められない限りドライバーが運転操作に全く関与する必要がない状態をいいます)に生じた事故で保険金を支払う場合、無過失事故に関する特約(P.12)が適用されます。



相手方のお車の修理費が時価を超えた場合でも差額を補償

## 対物超過修理費特約

自動でセットされます。

●基本セット



対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手方のお車の修理費が時価\*2を超過した場合に、保険金(50万円を限度\*3)をお支払いします\*4。

※時価を超える修理費は、加入者が必ず支払わなければならないものではなく、円満な事故解決のための手段として加入者の判断によりお支払いいただくものです。

\*2.相手方のお車と同一車種・同年式で、同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

\*3.1事故について相手方のお車1台あたり50万円が限度です。

\*4.相手方のお車が事故発生日の翌日から起算して6か月以内に実際に修理されることがお支払いの条件となります。

●「対物超過修理費特約」をセットしないこともできます。



(トータルアシストとの違い)

# 本人・家族・同乗者のケガなどの補償



全教自動車保険の人身傷害保険なら、ご契約のお車に乗車中の事故だけでなく、家族の自動車事故によるケガでも保険金が支払われます\*。しかも、過失割合に関わらず、また無保険車との事故でも補償されるので安心です。

\*人身傷害(他車・車外自動車事故特約あり)の場合

## 人身傷害保険

● 基本セット

### 補償の概要

「記名被保険者とその家族\*1」や、ご契約のお車に乗車中の方が自動車事故により亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、保険金額(契約金額)を限度に「損害保険金」をお支払いします。



### ① 自動車事故全般を補償 (他車・車外自動車事故特約ありの場合)

全教自動車保険がおすすめする他車・車外自動車事故特約ありの契約では、人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に乗車中の事故」だけでなく「他の車\*2に乗車中の事故」や「歩行中や自転車運転中の自動車事故」など自動車事故全般に拡大しており、安心です。

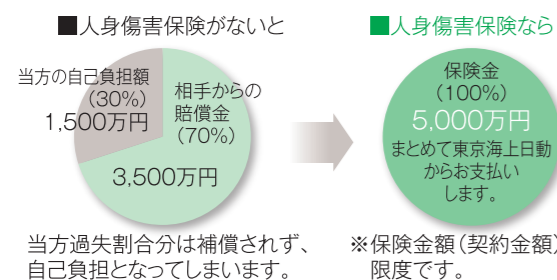
補償される方と事故の例 ○…お支払いします。 ×…お支払いできません。

補償を受けられる方	搭乗者全員のケガを補償	「記名被保険者とその家族」*1のケガを補償	
補償される事故の例	①ご契約のお車に乗車中の事故	②他の車*2に乗車中の事故*3	③歩行中や自転車運転中の自動車事故
他車・車外自動車事故特約ありの場合	○	○	○
他車・車外自動車事故特約なしの場合	○	× *5	×

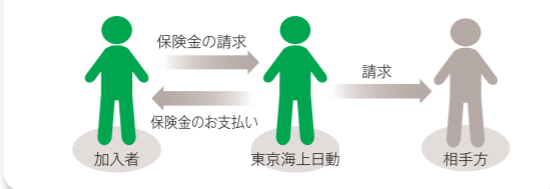
- \*1.「記名被保険者とその家族」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子、ご契約のお車の保有者・運転者\*6をいいます。
- \*2.「他の車」には「記名被保険者とその家族」が所有または常時使用する車を含まないなど一定の条件があります。
- \*3.「②他の車に乗車中の事故」について、「記名被保険者とその家族」が運転中\*4の事故は、同乗者も補償されます。
- \*4.駐車または停車中の場合、事業用の車を運転中の場合などを除きます。
- \*5.他車運転危険補償特約が適用される場合は、特約で補償の対象となることがあります(補償の詳細な条件はP.12をご覧ください)。
- \*6.自動車損害賠償保障法に定める保有者・運転者をいい、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限りです。

### ② 過失割合に関係なくスピーディにお支払いします

過失割合が30:70(当方の過失30%)の事故で当方のケガによる総損害額が5,000万円、保険金額(契約金額)が5,000万円の場合



相手方との示談を待たずにお支払い



相手方との面倒な交渉にわずらわされることなく、東京海上日動が被保険者に直接保険金をお支払いします。

### ③ 無保険車との事故でも補償します

他の車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償が受けられないときでも、この人身傷害保険で補償を受けることができます。

※保険金額(支払限度額)は2億円(人身傷害保険の保険金額が無制限の場合は無制限)となります。  
 ※トータルアシストには「無保険車事故傷害特約」はありませんが、無保険車との事故については人身傷害保険で補償を受けることができます。

### ④ 3日以上入院時に選べるメニューがあります

入院時選べるアシスト特約による補償です

- ・差額ベッド代
- ・宿泊費用(ご家族のお見舞時等)
- ・快気祝い ・お見舞いお礼 など

※人身傷害保険契約時に自動セットされる特約です。  
 ※入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円(退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円)の支払限度額が加算されます。ただし180万円を上限とします。  
 ※東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。  
 ※それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。

お支払いする保険金

損害保険金

=

損害額  
 普通保険約款に記載の基準に従い東京海上日動が算出  
 ※裁判や示談による認定額と異なる場合があります。

-

控除額  
 相手から既に受領済の賠償金や労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額

### 治療費などの補償(損害保険金)

保険金額(支払限度額) 5,000万円

治療費や休業損害など、補償を受けられる方に生じた損害(下記参照)について、1事故につき1名ごとに保険金額(契約金額)を限度にお支払いします。 ※ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。



● お支払いの対象となる主な損害

入院・通院されたとき	治療費などの実費	+	休業損害	+	精神的損害
後遺障害が生じたとき	治療費などの実費	+	逸失利益	+	精神的損害 + 将来の介護料
亡くなられたとき	治療費などの実費	+	逸失利益	+	精神的損害 + 葬祭費

※お支払いする保険金は、補償を受けられる方の年齢や収入や家族構成などに応じて異なります。  
 ※全教基本セットでは5,000万円を保険金額(支払限度額)としていますが、3,000万円~無制限の範囲でご希望に応じて変更することができます。

家族で複数の自動車をご契約の方へ

全教自動車保険では、加入者のみなさまの安心のため、すべての契約を他車・車外自動車事故特約ありにすることをおすすめしています。家族で複数の車を所有される場合は、いずれか1台を他車・車外自動車事故特約ありにすれば、その契約における「記名被保険者とその家族」は補償

の対象となります。しかし、他車・車外自動車事故特約ありの契約の記名被保険者が変わったり、ご契約を解約(廃車などにより)された場合、他の契約の内容を変更しなければ、それまで補償の対象となっていた方が補償の対象から外れることがありますので注意が必要です。

### 傷害一時費用保険金

オプション

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日\*7以上になった場合に、補償を受けられる方1名について10万円\*8をお支払いします。

- \*7.5日目の入通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。
- \*8.契約時に支払額を20万円に増額することもできます。  
 ※このオプションを選択しない場合、「傷害一時費用不担保特約」がセットされます。



- 人身傷害保険をセットしないこともできます。その場合は、以下の点が異なります。  
 ・自損事故傷害特約と無保険車事故傷害特約が自動セットされます。  
 ・搭乗者傷害特約(一時金払)もしくは搭乗者傷害特約(日数払)をセットすることができます。

# ご契約のお車の補償



お車の修理代は意外と高く付くもの。車両保険付きなら、大切なお車の損害についてもカバーできます。事故全般を補償する「一般条件」なら単独事故も補償するのでより安心です。

## 車両保険

基本セット  
(トータルセットのみ)

### 補償の概要

衝突や盗難などの偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合、修理費などについて車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。車両保険には「一般条件」のほか、補償範囲を限定した「エコミー車両保険(自動車・乗用具等+A)」があります。

補償の対象となる事故例 ○…お支払いします。 ×…お支払いできません。

事故例	他の自動車(原動機付自転車含む)との衝突・接触	飛来中または落下中の他物との衝突(飛び石など)	人や動物との衝突・接触	乗用具等との接触(自転車など)	台風・竜巻・洪水・高潮	盗難	電柱に衝突
一般条件	○	○	○	○	○	○	○
エコミー車両保険(自動車・乗用具等+A)	○	○	○	○	○	○	×

●地震・噴火・津波による損害は、車両保険の補償対象となりません。\*1



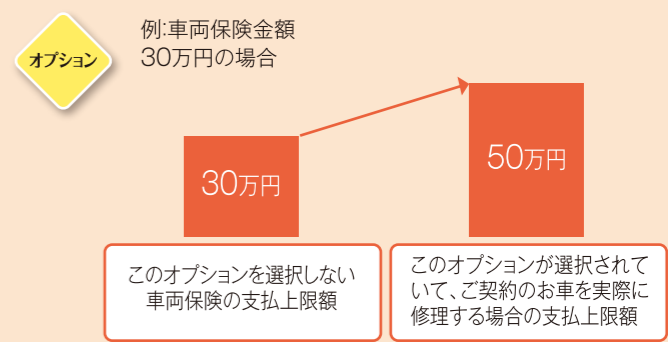
\*1.地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたお車の損害について、一時金をお支払いする「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットすることができます(車両保険(一般条件)をセットした契約に限りです)。

### お支払いする保険金

<b>全損の場合</b> ご契約のお車が「修理費が車両保険金額以上となる場合」「修理できない場合」または「盗難され発見されなかった場合」	車両保険金額(協定保険価額) 契約時にお決めいただいた金額	+	車両全損時諸費用補償特約*2 協定保険価額の10% (上限20万円・下限10万円)	<b>●車両保険の免責金額(自己負担額)について</b> 全教基本セットでは、車両事故1回あたりの免責金額(自己負担額)を次のように設定しています。 ■免責「0-10」…契約期間中1回目の車両事故は自己負担額なし。2回目以降の車両事故については10万円の自己負担額*3を差し引いて保険金をお支払いします。 *3.ご契約のお車が全損となった場合は、自己負担額はありませぬ。
<b>分損の場合</b> 全損以外の場合	損害額 修理見積額 ※車両保険金額が限度	-	免責金額(自己負担額) 契約時にお決めいただいた一定額(右記参照)	

\*車両保険金額が50万円未満の場合は「車両修理限度額引上不適用」をセットした車両保険についての説明です。  
 \*車両保険金額が時価を著しく超える場合は、時価を車両保険金額とみなして保険金をお支払いします。  
 \*2 車両全損時諸費用補償特約は、車両保険に自動セットされます。事故でご契約のお車が「修理費が車両保険金額以上となる場合」「修理できない場合」または「盗難され発見されなかった場合」や、「限度額引上げ払をした場合」に、車両保険の保険金額の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてお支払いします(1事故につき上限20万円、下限10万円です)。

車両保険金額が50万円未満のときだけ選択できます。  
**修理支払限度額50万円補償**



修理費が保険金額以上となり修理を行う場合\*4は、50万円を限度\*5に修理費を保険金としてお支払いします(限度額引上げ払)。

- \*4. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理をした場合に限ります。
- \*5. 修理費から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を50万円を限度にお支払いします。

\*このオプションを選択しない場合、車両保険金額が50万円未満のご契約には「車両修理限度額引上不適用」がセットされます。

## 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損\*6になった場合に、記名被保険者が臨時に必要な費用に対し、50万円\*7を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。

- \*このオプションを選択しない場合、車両保険金額が50万円未満のご契約には「車両修理限度額引上不適用」がセットされます。
- \*6.本特約における全損とは、運転席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。
- \*7.車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額になります。



## ●新車の方へ 車両新価保険特約

満期日がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月から61か月以内のお車が大きな損傷を受けたときに、車両保険だけではカバーできない新車再購入費用をカバーする「車両新価保険特約」をセットすることができます。  
 ※61か月超でも一定の条件を満たせばセットすることができます(特約の詳細内容については取扱代理店にご確認ください)。

## 車両全損時復旧費特約

車両新価保険特約が付帯できない車でも、車両保険だけではカバーできない新車再購入費用をカバーする「車両全損時復旧費特約」をセットすることができます(特約の詳細内容については取り扱って代理店にご確認ください)。



## 車内携行品補償特約

偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、個人が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害を補償します。損害額から、免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた

額を、原則として保険期間を通じて保険金額(10万円から100万円までの間で設定いただけます)を限度に保険金としてお支払いします。



## 故障補償特約(搬送時)

お車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合、ご契約のお車に生じた故障損害について10万円を限度に補償します。ただし、車両保険金額が10万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。初度登録から84か月を超えている等の要件\*8を満たす契約に自動セットします。

- \*8.①車両保険契約(一般条件)②始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月から84か月を超える自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車③記名被保険者が個人であること④車両価額協定保険特約を付帯していること⑤「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」を付帯していること⑥「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約」を付帯していないこと。



- 車両保険に盗難時の補償はありません。
- 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」はセットできません。
- 「修理支払限度額50万円補償」は選択できません。
- 「車内携行品補償特約」「車両新価保険特約」「車両全損時復旧費特約」「故障補償特約(搬送時)」はセットできません。

安心の事故対応

補償内容

保険料の考え方

インフラ等個別料率制度

安心のアシスト・サポート

用語の解説・ペットネームの説明

# 弁護士費用 (相手方への損害賠償請求) (対人事故の刑事弁護士費用など)

全教自動車保険では、弁護士費用特約をおすすめしています。予期せぬ被害事故で大きな力を発揮します。



もらい事故のときは…

信号待ちで停車中に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。

ご希望により弁護士に示談交渉を依頼することができます。その際の弁護士費用等をお支払いします。

## 法律相談費用補償特約 自動でセットされます。

自動車事故の被害にあったり、所有している自動車被害を受けた場合に、相手方への損害賠償請求のために、弁護士等への法律相談費用をお支払いします。

法律相談料 1事故1名につき 最高10万円

## 弁護士費用特約(自動車事故型)



● 基本セット

一方的な被害事故の場合、保険会社は加入者に代わって示談交渉ができません。その場合、弁護士が加入者に代わって相手方への損害賠償請求をするための費用を補償するのが「弁護士費用特約」です。ご契約のお車の事故で、相手方に法律上の賠償請求をするために弁護士費用などがかったときに保険金をお支払いします。なお、記名被保険者およびその家族\*1\*2は、ご契約のお車以外の車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象です。

- \*1.「記名被保険者およびその家族」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。
- \*2.記名被保険者およびその家族が運転中の場合は同乗者やそのお車の所有者(そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります)を含みます。
- ※お支払いの対象となる費用は、東京海上日動の承認を得て負担された費用に限ります。また、弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- ※被害事故であっても、車両保険や人身傷害保険により保険金を請求できる場合は、その保険金を請求できます。

お支払いする保険金 弁護士報酬、訴訟費用など 1事故1名につき 最高300万円

日常生活における急激かつ偶然な外来の被害事故でも安心!

## 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)



「歩行中に自転車にぶつけられてケガをした」「観光中に歩行者にぶつけられデジカメを壊された」「マンションの上の階で水漏れが発生し、洋服が汚れてしまった」…。日常生活の中で起こるさまざまなトラブル。

自分で相手と交渉するのは大変です。そんなとき、弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)がついていれば安心です。

## 対人事故の刑事弁護士費用など

お車の所有・使用・管理に起因する対人事故により加入者が加害者となり、刑事事件の対応を行う場合に必要となる弁護士費用などがかったときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 法律相談費用、弁護士委任費用など 1事故1名につき 最高150万円

※お支払いの対象となる費用は次の2つです。①対人事故に関する弁護士への法律相談費用②弁護士委任後に発生する弁護士費用(着手金、報酬金等)。ただし、対人事故の直接の結果として以下のいずれかに該当する場合に限ります。・被保険者が逮捕された場合・他人を死亡させた場合・被保険者が

起訴された場合(略式命令の請求を除きます。)  
※お支払いの対象となる費用は、東京海上日動の承認を得て負担された費用に限ります。また、弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

# その他の特約など



## 無過失事故に関する特約 自動でセットされます。

● 基本セット



ご契約のお車と相手方のお車\*1との衝突または接触事故により対人・対物賠償責任保険および車両保険をお支払いする場合でも、ご契約のお車の所有者および使用または管理している方に過失がないときは、更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増引率の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。\*2\*3  
ただし、相手方のお車\*1および運転者または所有者が確認できる場合に限ります。

※以下に該当する事故は、1等級ダウン事故または3等級ダウン事故として取り扱います。  
①1等級ダウン事故として取り扱う車両事故  
②自動運行装置について、ご契約のお車の製造者の取扱説明書等で示す取り扱いと異なる使用をしている間に生じた事故。

## 過失のない事故でも…無過失事故に関する特約があれば等級ダウンなし

相手のセンターラインオーバーや追突など、当方に過失がない場合、車両保険を使っても事故件数に含まれないノーカウント事故なので次年度の等級(事故有係数適用期間含む)に影響ありません。

\*3.事故件数によって免責金額(自己負担額)が設定されている場合(例「0-10」など)、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。  
※自動運転車の自動運転中(システムから求められない限りドライバーが運転操作に全く関与する必要がない状態をいいます)に生じた事故で保険金を支払う場合もこの特約が適用されます(保険金の種類を問いません)。

- \*1.ご契約のお車と所有者が異なるお車に限ります。
- \*2.東京海上日動以外の保険会社・共済では、取り扱いが異なる場合があります。

## 他車運転危険補償特約 借りたお車での事故を補償 ご契約のお車が主な自家用車の場合に自動セットされます。

「記名被保険者とその家族等」\*4が、一時的に借りたお車を運転中(駐車または停車中を除きます)の事故でも、借りたお車の保険に優先して、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りた車自体に生じた損害に限ります。  
\*6.飛び石事故やあて逃げや追突された事故等により借りた車自体に生じた、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任が発生しない損害についてはお支払いできません。

- 法律上の損害賠償責任(対人・対物・車両\*5)を補償
- 補償を受けられる方のケガを補償

- 借りたお車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。
- 借りたお車には、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、それらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車を含みません。
- 「記名被保険者およびその家族」であっても、運転者限定・年齢条件の範囲から外れた方が運転中の事故は対象となりません。

- \*4.別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合を除きます。
- \*5.ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任\*6について、ご契約の対物賠償責任保険

## ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約



ドライブレコーダー付き端末で事故時も日常運転もサポートします。

- サービス1 事故が起こると自動連絡、通話もできる
- サービス2 運転時にアナウンスで安全運転を支援します
- サービス3 ご契約の更新時には、安全運転診断レポートをお届けします

## 個人賠償責任補償特約

※他の保険・共済との補償の重複にご注意ください(例:全教共済くらしの賠償責任共済等)。

国内外を問わず、日常生活の偶然な事故で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に家族まるごと守ります。



(トータルアシストとの違い)

- 「他車運転危険補償特約(二輪・原付)」は自動セットではありません。また、以下の点が異なります。
- 「車両」は補償されません。
- 借りたお車が、自家用二輪自動車・原動機付自転車の場合に保険金をお支払いします。
- ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約は対象となりません。

安心の事故対応

補償内容

保険料の考え方

インフラ等級別料率制度

安心のアシストサポート

用語の解説・ペットネームの説明

# レンタカー費用等補償特約など



## レンタカー費用等補償(15日) オプション

さらに補償を充実させたいときは…



## レンタカー費用等補償特約(事故時30日) オプション

ご契約のお車が事故\*1・故障や、盗難の場合に、補償メニュー(①・②)の費用を補償します。

### ①レンタカー費用\*2

ご契約のお車の代替としてレンタカー\*3を借り入れる場合の費用を補償します。

- レンタカー費用等補償(15日)  
補償日額限度：5,000円  
支払対象日数：事故・故障ともに借り入れた日からその日を含めて15日目までに借り入れた日数
- レンタカー費用等補償特約(事故時30日)  
補償日額限度：ご契約時にお選びいただいた日額  
支払対象日数：事故時—借り入れた日からその日を含めて30日目までに借り入れた日数  
故障時—借り入れた日からその日を含めて15日目までに借り入れた日数

	事故*1		故障		補償日数(上限)
	あり	なし	あり	なし	
走行不能によるレンタカー搬送	あり	なし	あり	なし	
レンタカー費用等補償(15日)	○	○*4	○	×	事故・故障15日
レンタカー費用等補償特約(事故時30日)	○	○*4	○	×	事故30日・故障15日

\*ご契約のお車が盗難された場合はいずれの特約でも補償されます。

- \*1.パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合を含みます。
- \*2.レンタカー搬送されていない場合でも、ご契約のお車が、「法令等で走行してはいけない状態で、自力走行により修理工場等へ入庫した場合」はレンタカー等諸費用アシスト利用規約に従いサービスとしてレンタカーをご提供できる場合があります。
- \*3.東京海上日動が指定するレンタカー会社、または事前に承認するレンタカー会社において借り入れるレンタカーに限ります。
- \*4.事故の場合はレンタカー搬送の有無を問わず補償します。パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合は、走行不能によりレンタカー搬送された場合に限りです。
- \*ご利用にあたっては、事前に東京海上日動にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。
- \*一定のご利用条件やご利用上限額があります。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載の「レンタカー等諸費用アシスト利用規約」をご確認ください。

### ②その他の諸費用

事故\*1・故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレンタカー搬送された場合(自力走行は含みません)や、ご契約のお車が盗難された場合に、以下の費用を補償します。



#### 1.車両引取費用

ご契約のお車の修理完了後の納車費用またはご契約のお車の引取に必要な1名分の往路交通費(レンタカー費用を除きます)を補償します(1回の事故等について10万円を限度に補償)。

#### 2.代替交通費用

自宅、ご契約のお車の出発地や当面の目的地まで移動する交通手段(レンタカーを除きます)をご案内し、費用を補償します(1回の事故等について5万円を限度に補償、タクシー利用は3万円を限度に補償)。

\*レンタカー費用等補償(15日)は「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」の略称です。

## 事故時・故障時入庫サポート

お車の修理をする場合に、安心の修理工場をご紹介します。

### 5つのメリット

- ①修理工場を探すお手間が省けます。
- ②無料で代車の利用が可能です。
- ③無料で引き取り・納車を行います。
- ④修理個所のワンオーナー保証\*5で修理後も安心
- ⑤車両保険を使用しなくても割引のきいた料金\*6

割安に修理したい…

代車を利用したい…



- \*5.修理時の所有者に限っての補償を指します。
- \*6.工場により割引の適用がないケースがあります。
- \*地域により、本サービスを提供できない場合があります。



●「レンタカー費用等補償(15日)」 「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」はセットできません。

レッカー移動・緊急対応やガソリン配達も

# 事故も故障も安心のロードアシスト

(車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)およびサービス)

ご契約のお車について、事故・故障・盗難等による走行不能時のレッカー搬送、事故・故障や車のトラブルによる走行不能時の応急対応等を行います。

ご注意

- 左ページ①・②の補償が不要なときは、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約ください。
- レッカー業者などを手配される前に取扱代理店もしくは東京海上日動へご連絡ください。
- 本補償・サービスはご契約の車(保険証券に記載の車)に対して契約期間中に限り提供します(借りた車やファミリーバイク特約により補償する原動機付自転車は対象外です)。

24時間  
365日対応

自動でセット  
されます

車が動かせなくなったら…



## 車両搬送費用補償・車両搬送サービス

電気・水素  
自動車等も  
対象!

修理工場までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用を1回の事故等について「緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス」と合計で15万円\*1を限度にお支払いします。

レッカー搬送距離は安心の  
約180km相当  
(2022年4月時点のデータ)

\*1.さらに、搬送先の修理工場等について東京海上日動が事前に承認した場合  
**無制限**になります。

レンタカー費用等補償(15日)・レンタカー費用等補償特約(事故時30日)をセットしているときは、①・②の補償を利用できます。(左ページ参照)



しまった!キーをしたままロック…



## 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

事故・故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合の緊急時応急対応費用\*2を「車両搬送費用補償・車両搬送サービス」と合計で15万円を限度にお支払いします。

- 鍵の再作成費用、部品代、消耗品代などは加入者の負担となります。
- ご契約の車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。



対象となる緊急修理  
●バッテリーの点検、ジャンピング ●スベアタイヤ交換  
●インロック時のカギ開け ●冷却水補充 ●脱輪および落輪引上げ ●各種バルブ、ヒューズ取替え 等

\*2.原則、東京海上日動が事前に指定した業者での対応費用に限りです。

「車両搬送費用補償・車両搬送サービス」、「緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス」は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

\*ロードアシストは「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による車両搬送費用・緊急時応急対応費用の補償とサービスの提供から構成されます。  
\*ロードアシストは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。また、一定のご利用条件があります。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

ご注意

### ロードアシストの対象とならない場合

- ロードアシストへの事前のご連絡なく、独自で修理業者などの各種業者を手配された場合(レッカー搬送費用・緊急時応急対応費用については、事前にご連絡をいただけなかった場合でも、保険金をお支払いできる場合があります)。
- 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態で、事故・故障・盗難・車両自体に生じたトラブルに該当しない場合。
- ロードアシストの対象者の故意または重大な過失がある場合。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因となった場合。
- ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合。
- 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約のお車を使用し、事故や故障が発生した場合。
- 航空機または船舶によりご契約のお車を輸送中の場合。
- ご契約のお車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合。
- ご契約のお車が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合。等

### 付帯サービス



## 道路上でガソリン切れ… 燃料切れ時ガソリン配達サービス

道路上でガス欠となった場合にガソリン(レギュラー、ハイオクに限り)または軽油を10リットル提供します。

- \*保険期間中に1回ご利用いただけます。
- \*自宅駐車場等でガス欠となった場合、ガソリンまたは軽油の配達の手配は行いますが、ガソリン代または軽油代は加入者のご負担となります。



## 故障と思ったら… おクルマ故障相談サービス

故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者がお電話で適切なアドバイスをいたします。



### JAF会員の場合

「緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス」のご利用にあたっては、部品代、消耗品代を保険期間中に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担します。燃料切れ時ガソリン配達サービスを保険期間中に2回ご利用いただけます。いずれもJAF会員の方がJAFをご利用された場合に限りです。なお、加入者がJAF会員の場合は、加入者ご了解のもと、原則としてJAFに取り次ぎます。

安心の事故対応

補償内容

保険料の考え方

インフラ等個別料率制度

安心のアシスト・サポート

用語の解説・ペットネームの説明



# バイク(自動二輪車・原動機付自転車)の保険



## あなたのバイク、任意保険に入っていますか？

「バイクを買ったときに自賠責保険には入ったけど、任意保険までは…」その考えは危険です。

### バイクにも任意保険が必要な4つの理由

#### 1 死亡・重傷率は四輪の5倍

転倒しやすく無防備なバイクは当然大けがになりやすいもの。自賠責保険では、自分の身体の損害は補償されません。

#### 2 賠償額が高額になることも

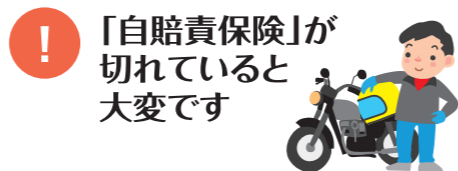
自賠責保険の限度額は、死亡時3000万円、けがで120万円。賠償額が限度額を超えることは決して少なくはありません。

#### 3 四輪との事故でも過失あり

「相手が悪い」と思っている、バイクにも過失が発生するのはよくあること。相手車の修理費は自賠責保険からは支払われません。

#### 4 自賠責保険は示談交渉がありません

自賠責保険のみで事故が起きたら、相手との示談交渉はすべて自分で行わなくてはなりません。



「自賠責保険」が切れていると大変です

ご自身のバイクで自賠責保険が切れていると、任意保険(ファミリーバイク特約を含む)にご加入されていても、対人賠償事故において「自賠責保険で支払われるべき部分」は支払えず、「示談交渉」もできなくなります。特に、原付(125cc以下)・軽二輪(125cc超~250cc)には車検がないため、自賠責保険の期限をよくお確かめください。



自賠責保険のステッカーに期限(年・月)が表示されています。(右図参照)

### 人身傷害保険をぜひお付けください。



バイクの運転で怖いのが事故によるケガ。バイク乗車中の事故でケガをした場合の死亡・重傷率は、自動車乗車中と比べて5

倍以上!!\*1 運転者や同乗者のケガによる治療費・逸失利益・精神的損害を補償する人身傷害保険をぜひセットしてください。

バイク単独の契約の場合  
人身傷害保険をお付けください。

ファミリーバイク特約の場合  
「人身傷害あり」タイプをご選択ください。

\*1.2021年中の交通事故の発生状況(警察庁交通局)より

バイクの保険で、人身傷害保険をセットしない場合、ケガの保険金については主に2種類の特約があります。

### 搭乗者傷害特約

オプション

ご契約のお車(バイク)の事故により、運転者または乗車中の方が、ケガ・死亡された場合や後遺障害を被られた場合に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払します。  
※契約タイプには「一時金払」と「日数払」があります。  
※ファミリーバイク特約にはセットできません。

### 自損事故傷害特約

ご契約のお車(バイク)の運転者または乗車中の方が自損事故(相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等)や前の車に追突してしまった事故等によりケガ・死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないときに、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額を保険金としてお支払します。

※対人賠償責任保険をご契約され、かつ人身傷害保険を契約していないときに自動セットされます。

バイクの任意保険には2パターンあります ①バイク単独で保険を付ける場合(TAPでのご契約) ②自動車保険の契約に特約を付ける場合(ファミリーバイク特約/125cc以下)

### バイクにつける保険その1(任意保険)

## バイク単独で保険に加入する場合~TAPでのご契約です~

「トータルアシスト自動車保険」は主な自家用車のみ対象のため、二輪・原付はTAPでの契約となります。補償内容の詳細とその違いについては、各ページをご覧ください。

### 二輪・原付向け全教基本セットのご案内

補償内容【TAP契約】	パターン	
	I	II
賠償	対人・対物賠償責任保険 対物超過修理費特約*2	無制限 無制限
ケガの補償	人身傷害保険*2	○ ★
	無保険車事故傷害特約	—
	自損事故傷害特約	(人身傷害保険で補償)
その他	搭乗者傷害特約	—
	他車運転危険補償特約(二輪・原付)	○
	弁護士費用特約(自動車事故型)	○
	法律相談費用補償特約	○ ★
	ロードアシスト	○ ★
	メディカルアシスト	○ ★

人身傷害保険をおすすめしています。



- ①運転者限定特約はセットできません。
- ②本人・配偶者・同居の親族に適用される年齢条件区分は下表の通りです。

車種	適用できる年齢条件
二輪自動車 総排気量125cc超の 二輪車など	○年齢を問わず補償 ○21歳以上補償 ○26歳以上補償
原動機付自転車 総排気量125cc以下の 二輪車、 50cc以下の 三輪車など	○年齢を問わず補償 ○21歳以上補償

○…基本セットにセット —…セットされていません。 ★…自動セット

\*2.「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」および「傷害一時費用不担保特約」・「対物超過修理費用不担保特約」の付帯については、代理店にご相談ください。その他ご希望に応じた補償・保険金額を設定できます(車両保険もセットできます)。

※友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子は、年齢条件に関係なく補償されません。

### バイクにつける保険その2(任意保険の特約)

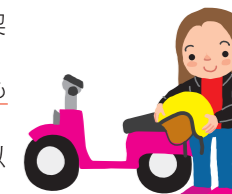
## 125cc以下の場合 ファミリーバイク特約で補償(主な自家用車・自家用二輪自動車の契約がある場合)

オプション

ファミリーバイク(借りたファミリーバイクを含みます)を使用中の事故等により「記名被保険者とその家族」が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガについて、ご契約の車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

※この特約は、「記名被保険者とその家族」であれば、運転者限定・年齢条件の範囲から外れた方でも補償の対象となります。\*

※ファミリーバイクとは…総排気量125cc以下もしくは定格出力1.00kw以下の二輪車や、50cc以下もしくは0.60kw以下の三輪車など道路運送車両法に定める「原動機付自転車\*\*」をいいます。



人身傷害保険をおすすめしています。

補償内容	パターン(どちらかを選択します)	
	人身傷害あり*5	自損事故傷害あり
対人・対物賠償責任保険(保険金額)	○ (本契約と同額)	○ (本契約と同額)
人身傷害保険(保険金額)	○ (本契約と同額)	×
自損事故傷害特約	×	○
ロードアシスト	×	×

※この特約による補償を受けられても、翌年度のノンフリート等級への影響はありません。  
※「記名被保険者とその家族」のバイクに生じた損害は補償の対象となりません。  
※「記名被保険者とその家族」が所有または常時使用するファミリーバイクでの対人賠償責任保険の補償の対象となる事故については、自賠責保険等で支払われるべき部分はお支払いしません。

\*3.「記名被保険者とその家族」の使用者が所有する原動機付自転車を、「記名被保険者とその家族」が使用者の業務のために運転しているとき(例:アルバイト先所有の原動機付自転車を業務のために運転しているとき)は補償の対象となりません(ただし、使用者が「記名被保険者とその家族」である場合を除きます)。

\*4.道路交通法で定められる「ミニカー」がこの定義に含まれることがあります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

\*5.主な自家用車、二輪自動車の契約に人身傷害保険がある場合に選択することができます。

### 家族で複数の自動車保険をご契約の方へ

「記名被保険者とその家族」が複数の車を所有される場合は、この特約をいずれか1台にのみ付けていけば、「記名被保険者とその家族」はこの特約の補償の対象となりますが、この特約を付けている契約の記名被保険

者が変わったり、ご契約を解約(廃車などにより)された場合、他の契約の内容を変更しなければ、それまで補償の対象となっていた方が補償の対象から外れることがありますので注意が必要です。

安心の事故対応

補償内容

保険料の考え方

ノンフリート等級別料率制度

安心のアシスト・サポート

用語の解説・ペットネームの説明

# 保険料の考え方

契約条件を賢く選んで  
スリムな保険料に



## ポイント 1

### 自動的に適用される割引—団体扱割引

#### ■ 団体扱・集団扱契約で加入できる範囲

各都道府県の募集形態により、団体扱・集団扱契約で加入できる加入者の範囲は若干異なります。詳しくは、取扱代理店にお問い合わせください。

#### 加入者(保険契約者)の範囲

1. 団体扱の加入者の範囲は次のとおりです。
  - ① 公立の小・中・高校・幼稚園の教職員またはその退職者
  - ② 公立の小・中・高校・幼稚園の教職員を退職し、労働組合や共済組合の業務に従事している方
  - ③ 公立の小・中・高校・幼稚園に勤務しているが、他団体に向向している方
2. 集団扱の加入者の範囲は次のとおりです。
 

各私教連・私教組集団扱の加入者は、当該私教連・私教組に加盟する私立学校の教職員です。

**ご注意** 団体扱・集団扱の範囲外でも全教自動車保険に加入できます。保険料は一部異なりますが、補償内容などはまったく同じ。ぜひご加入ください。

#### 記名被保険者・車両所有者の範囲

記名被保険者・車両所有者の範囲は次のとおりです。

- ① 加入者(保険契約者)本人
- ② 加入者の配偶者(内縁を含みます。)
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の扶養親族(子、親など)

※「記名被保険者」と「車両所有者」のいずれもが①から④までのいずれかに該当している必要があります。

#### Q 車検証の名義と実際の所有者が異なる時は?

「所有権留保条項付売買契約」や1年以上のリースなどの場合、団体扱・集団扱契約でできる範囲に該当する可能性があります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

## ポイント 2

### 車の装備などの申告で適用される割引

■ 車の装備などを申告していただくことによって、適用となる割引です。詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

- 新車割引     ECO割引     福祉車両割引     ASV割引

## ポイント 3

### 記名被保険者によって保険料が変わります

記名被保険者は以下のいずれかから設定します。

- ① ご契約のお車を主に運転される方



- ② ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(車検証の「所有者」または「使用者」欄に記載されている方など)



(記名被保険者を変更される場合の注意点)

<p>記名被保険者本人</p>	<p>配偶者 同居の親族 等級を引き継ぎます(事故有係数適用期間を含みます)。</p>	<p>別居の親族 友人・知人 等級を引き継ぎできません。</p>	<p>ご契約のお車をお子様へ譲渡するなど、記名被保険者を変更する際には、必ず取扱代理店にご相談ください。等級制度については、P.19.20もあわせてご確認ください。</p>
-----------------	---	--------------------------------------	--

なお、記名被保険者の以下の情報で保険料が変化します。

#### ■ 免許証の種類(色)

- 1) 記名被保険者の契約期間の初日(始期日)時点で有効な免許証の色をお申し出ください。始期日時点で記名被保険者が保有する免許証の種類(色)がゴールドの場合、「ゴールド免許割引」が適用されます。※ご契約の際は、申込書に免許の有効年月をご記入いただけます。



※契約期間の初日が免許更新期間(誕生日の前日1か月間)内にある場合で、更新前後の免許証のいずれかがゴールド免許であることが確認できるときは、「ゴールド免許」となります。

実際に記名被保険者の方がお持ちの免許証をご覧のうえ、「帯の色」と「有効年月」、「優良」の表示の有無をご確認ください。

#### ■ 年齢

- 2) 「26歳以上補償」「35歳以上補償」を選択された場合は、記名被保険者の契約期間の初日時点の年齢に応じて保険料を算出します。

年齢条件	記名被保険者の年齢区分
年齢を問わず補償	—
	—
21歳以上補償	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上85歳未満(1歳刻み)
26歳以上補償	85歳以上
	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
35歳以上補償	60歳以上85歳未満(1歳刻み)
	85歳以上
	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満

## ポイント 4

### お車の使用目的によって保険料が変わります(申告をお忘れなく!)

#### ■ ご契約のお車の主な使用目的は?

日常・レジャー使用

通勤・通学使用

業務使用

「通勤・通学使用」「業務使用」のいずれにも該当しない場合



「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)運転者自らの通勤・通学\*に使用する場合



ご契約のお車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)業務に使用する場合

\*最寄り駅や通勤・通学先などへの送迎は「通勤・通学」には含まれません。

※お申し出いただいた「主な使用目的」以外でご契約のお車を使用している間の事故についても、「主な使用目的」が変更とならない使用頻度であれば、補償の対象となります。

## ポイント 5

### 運転者の範囲—ご選択いただくことによって保険料が変わります

■ 運転者を限定すれば割引 運転者限定特約には「本人・夫婦限定」と「本人限定」があります。

運転者の範囲	○…補償されます。×…補償されません。			
	本人限定特約	本人・夫婦限定特約	限定なし	運転者年齢条件の適用
本人(記名被保険者)	○	○	○	↑ 年齢条件を適用します
本人(記名被保険者)の配偶者	×	○	○	
本人または配偶者の同居の親族	×	×	○	↑ ↓ 年齢条件を適用しません
本人または配偶者の別居の未婚の子	×	×	○	
上記以外の方	×	×	○	

(限定運転者以外の方が運転中の事故は原則として補償されません。)

#### ■ 本人・配偶者・同居の親族のうちもっとも若い運転者にあわせて運転者の年齢条件を決めます。

記名被保険者本人とその配偶者、それらの方の同居の親族については、運転者年齢条件の範囲の方が運転中の事故についてのみ補償の対象です。それ以外の、友人・知人、別居の親族などについては、年齢を問わず補償の対象となります。

本人(記名被保険者)・配偶者・同居の親族	運転者年齢条件を設定します。年齢条件の範囲外の方が運転中の事故は補償されません。 <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 21歳以上補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上補償 <input type="checkbox"/> 35歳以上補償
友人・知人、別居の親族など	運転者の年齢を問わず*、補償の対象となります。 ※運転者限定「本人限定」「本人・夫婦限定」が付いている場合、補償の対象外です。
別居の未婚の子 ※婚姻歴のない方	運転者の年齢を問わず*、補償の対象となります。 ※運転者限定「本人限定」「本人・夫婦限定」が付いている場合、補償の対象外です。 ※同居された時点で運転者年齢条件が適用されますのでご注意ください。

\* 記名被保険者とその配偶者、それらの方の同居の親族の営む事業(家事を除きます)の従業員の場面でその業務中に運転されるときは、運転者年齢条件が適用されますのでご注意ください。

### 契約時と契約期間中に注意していただきたいこと

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の取扱代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。※詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

**ご注意** 次の場合は必ず事前にお申し出ください。事故の際に保険金をお支払いできません。

- ① 記名被保険者の変更
- ② 運転者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
- ③ 運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合
- ④ 買い替えなどによりご契約のお車が変わる場合



バイク (トータルアシストとの違い)

- 運転者限定特約はセットできません。
- 運転者年齢条件「35歳以上補償」はありません(P.16をご確認ください)。
- 免許証の種類(色)および車の主な使用目的による保険料の違いはありません。
- ASV割引・新車割引・ECO割引は適用されません。

安心の事故対応

補償内容

保険料の考え方

インフラ等個別料率制度

安心のアシストサポート

用語の解説ペットネームの説明

# ノンフリート等級別料率制度



ご契約のお車1台ごとに、「1等級～20等級」の等級と、「過去の等級ダウン事故の有無によって変わる」事故有係数適用期間により、保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

## 新たに契約する場合

廃車や車検切れなどにより、一時的に中断している契約がある場合は、等級(事故有係数適用期間含みます)を引き継ぐことがあります。P.20の「中断制度(中断特則)」をご確認ください。

	等級	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
初めての契約	6(S)			3%割増	
複数所有新規特則	7(S)			38%割引	

- 2023年1月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。
- ※過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、それが「1等級～5等級の場合」や「事故有係数適用期間が1年～6年の場合」は、それらを継承しなければなりません。
- ※過去に5日以上、ちよいのり保険(1日自動車保険)に加入され、保険事故が発生していない場合、割引が適用されることがあります。

## 複数所有新規特則(セカンドカー割引)

2台目以降のお車について新たに自動車保険をご契約いただく際に、契約期間の初日において他のお車の契約(「他の契約」)があり、右記の条件をすべて満たすときは、「新たな契約」の等級が7等級(S)からスタートします。



複数所有新規特則を利用して契約する場合の条件

- 「新たな契約」の記名被保険者および車両所有者が「他の契約」とそれぞれ同一の個人\*1であること
  - 「新たな契約」と「他の契約」の車がいずれも自家用8車種\*2またはいずれも二輪自動車であること
  - 「他の契約」の等級が11等級以上であること
- \*1.詳細は取扱代理店までお問い合わせください。記名被保険者、その配偶者、またはこれらの方の同居の親族は同一とみなします。  
\*2.くわしくはP.22「主な自家用車」をご参照ください。

## 継続して契約する場合

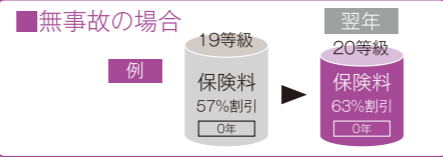
現在の契約が、等級継承可能な他の保険会社や共済\*3などの場合を含みます。  
\*3.共済とは、教職員共済、JA共済、全労済、全自共などです。

- ◆7等級(F)および8等級から20等級では、同じ等級であっても、過去の等級ダウン事故の有無に応じて適用する割引率が異なります。

契約期間の初日が 2023年 1月1日以降	等級	割引率(%)																			
		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	無事故係数	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有係数							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

## 等級はどう決まるの?

無事故の場合……1年契約で無事故の場合、次契約の等級は1等級上がります。  
事故があった場合…保険金をお支払いする事故には次の3種類があり、それぞれの件数に応じて、次契約に適用する等級を決定します。



## 「ノーカウント事故」

以下の保険特約のみ事故はノーカウント事故となり、無事故として取り扱います。  
「人身傷害保険」「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」「搭乗者傷害特約」「法律相談費用補償特約」「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」「弁護士費用特約(自動車事故型)」「対人臨時費用」「無過失事故に関する特約によりノーカウント事故として取り扱われる事故」「ファミリーバイク特約」「地震・噴火・津波

危険車両全損時一時金特約」「無保険車事故傷害特約」「入院時選べるアシスト特約」「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」「個人賠償責任補償特約」「被害者救済費用等補償特約(被害者救済費用等補償特約により対物超過修理費特約を適用する場合があります)」「自転車傷害補償特約(一時金払)および基本条項特約(傷害)」「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約(心神喪失等による事故の被害者損害補償特約により対物超過修理費特約を適用する場合があります)」



## 「1等級ダウン事故」となる場合

- 1) 事故原因が落書やいたずらなど、車の運行に起因しない不可抗力である下記の理由による損害で、車両保険や車内携行品補償特約のみの事故は「1等級ダウン事故」となります。
  - ①火災・爆発・窓ガラス破損\*4
  - ②盗難
  - ③騒擾などに伴う暴力行為または破壊行為
  - ④台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら\*5
- 2) 「故障補償特約(搬送時)」にかかわる事故は「1等級ダウン事故」となります。

- ⑤飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故\*4
- ⑥「地震・噴火・津波危険(車両損害)補償特約」にかかわる事故
- \*4.他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。
- \*5.ご契約の車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。



## 「3等級ダウン事故」となる場合

上記「ノーカウント事故」「1等級ダウン事故」に該当しない事故の場合



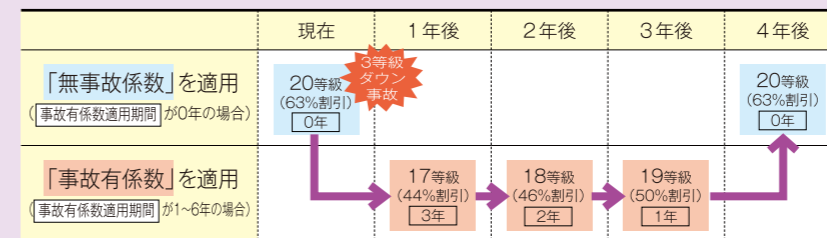
## 等級と事故有係数適用期間に応じた割引・割増率を適用します

### 事故有係数適用期間とは?

- ◆前契約に等級ダウン事故があった契約について、以後「事故有係数」を適用する年数を「事故有係数適用期間」といいます。
    - 「3等級ダウン事故」1件につき「3年」、「1等級ダウン事故」1件につき「1年」を次契約の「事故有係数適用期間」に加算します。
    - 1年契約の場合、1年経過するごとに「1年」減算\*6します。
    - 「事故有係数適用期間」の上限は「6年」、下限は「0年」とします。
    - 「事故有係数適用期間」が「1年～6年」の場合は「事故有係数」を、「0年」の場合は「無事故係数」を適用します。
- \*6.前契約の「事故有係数適用期間」が「0年」の場合や、前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内に更新されない場合などは減算しません。

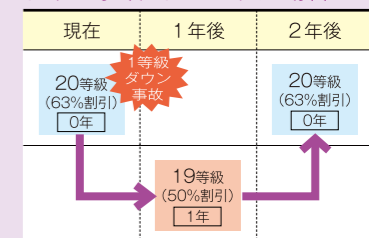
### ノンフリート等級制度における具体例 (下記例の割増引率は2023年1月時点のものです。)

#### 例1 20等級で契約のAさんが3等級ダウン事故を起こされた場合



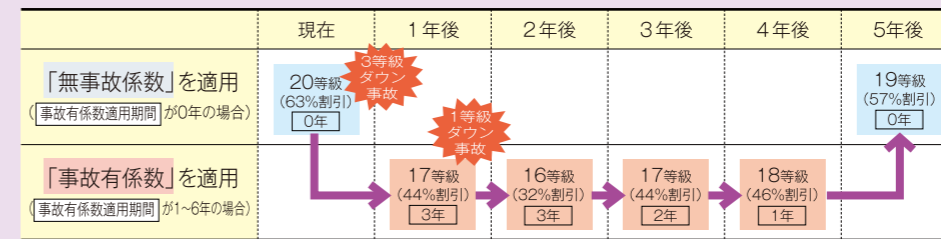
前の契約で「3等級ダウン事故」が発生しているため、「事故有係数適用期間」が「3年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。事故がなければ、これが3年間適用されます。

#### 例2 20等級で契約のAさんが1等級ダウン事故を起こされた場合



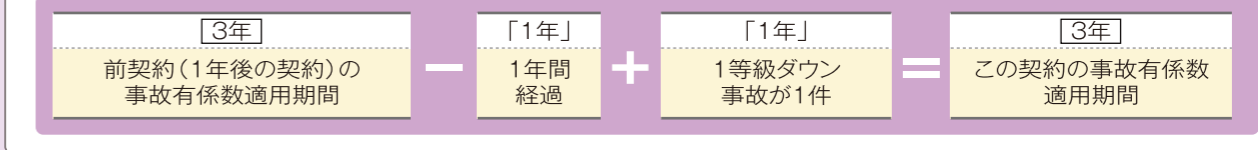
前の契約で「1等級ダウン事故」が発生しているため、「事故有係数適用期間」が「1年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。事故がなければ、これが1年間適用されます。

#### 例3 20等級で契約のAさんが「3等級ダウン事故」を1件起こし、翌年度(1年後)にも「1等級ダウン事故」を1件起こされた場合



前の契約で「3等級ダウン事故」が発生しているため、「事故有係数適用期間」が「3年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。

前の契約で事故がなければ、「事故有係数適用期間」が「2年」になるはずでしたが、「1等級ダウン事故」が発生してしまいました。「事故有係数適用期間」内に再度事故が発生した場合は、適用期間を加算しますので、「事故有係数適用期間」が「1年」増え、「2年⇒3年」となります。



事故を起こされた場合は、取扱代理店へご連絡ください。次契約以降の保険料概算についてご案内させていただきます。

### 中断制度(中断特則)

中断証明書\*7をお持ちの場合で一定の条件を満たすときは、「新たな契約」を中断時の等級\*8からスタートすることができます。中断証明書は、車の廃車・譲渡・車検切れや記名被保険者の海外渡航、災害による滅失などにより、自動車保険を一時的に中断した場合に、加入者(保険契約者)の請求に基づいて発行されるものです。中断証明書の発行にあたっては、所定の要件がありますので、契約後に自動車保険を中断する場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

\*7.他の保険会社などで発行されたものを含みます。  
\*8.中断した契約に事故があった場合は、事故件数に応じて減じた等級となります。「事故有係数適用期間」も引き継がれます。

### 保険期間通算による等級継承特則

「保険期間通算による等級継承特則」とは、現在の契約(他社での契約を含む)を契約期間の途中で解約し、全教自動車保険で契約した場合に、解約前後の契約を1つの契約とみなして、全教自動車保険での次契約の等級を決定する制度です。この制度により、中途解約によって等級進行が遅れるデメリットが解消されます。

※上記2つの制度・特則の詳細な取扱条件・適用条件については取扱代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

安心の事故対応

補償内容

保険料の考え方

ノンフリート等級別料率制度

安心のアシスト・サポート

用語の解説・ペットネームの説明

# こんなサポートもご用意しています

## 団体扱ミニフリート

お車(バイク)を2台以上お持ちの場合、複数の自動車保険を一つにまとめて賢く節約。同居の親族のお車も対象です。他社でご契約のお車も切り替えておまとめするとお得です。

「団体扱ミニフリート」は、同じご契約者が、保険始期・保険期間・払込方法・取扱代理店を同一として2台以上まとめてご契約いただき、「ノンフリート多数割引」を適用した団体扱契約方式です。記名被保険者(ご契約のお車を主に使用さ

れる方)は、ご契約者・ご契約者の配偶者・ご契約者またはその配偶者の同居の親族、のいずれかに限ります。ご契約者は団体扱自動車保険に加入できる条件を満たしている方に限ります(P.17をご参照ください)。

## 複数の自動車保険の契約を一つにまとめると…

- ☆保険料が割引になります(一部の特約保険料には適用されません)。
- ☆補償の重複が確認しやすくなるため、ニーズに合わせたご契約内容の見直しも簡単になります。
- ☆お車が何台あっても、手続きは年1回でOKです。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3台~5台	4%割引
6台~9台	6%割引

※現在のご契約を団体扱ミニフリートにまとめる際、現在のご契約を解約していただく場合があります。また、現在のご契約が他社等の場合には解約返還保険料が短期率計算となる等一部不利益になることがあります。

**急な病気で困ったら**  
**メディカルアシスト(サービス)**  
**0120-708-110**  
 ※メディカルアシストは東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。



- 緊急医療相談
- 医療機関案内
- 予約制専門医相談
- がん専用相談窓口

**介護アシスト(サービス)**  
 シニアヘヤサシイ  
**0120-428-834** 平日午前9時~午後5時  
 ※介護アシストは東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。



- 電話介護相談
- 各種サービスの優待紹介
- インターネットによる介護情報サービス

**デイリーサポート** 法律・税務に関する電話での相談や、暮らしのインフォメーション等、生活に役立つ情報を提供するサービスです。  
**0120-285-110** 平日午前10時~午後6時 ※サービスによって提供時間が異なります。  
 ※デイリーサポートは東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

## こんなサポートもあります。

「故障したので修理したい」「車検を受けたい」「車を買いたい・買い替えたい」そんな時も頼りになります。

事故時・故障時入庫サポート



車検紹介サポート



お車購入サポート



※一部取扱がない地域もあります。詳しくは取扱代理店までご相談ください。

## お車をお持ちでない方の保険

### ドライバー保険(自動車運転者保険)

運転免許をお持ちでも、お車・バイクを所有されていない方のための自動車保険です。他人から借りたお車やレンタカーを運転中の事故を補償します。保険期間は原則として1年です。

**ご注意** 「ドライバー保険」「ちよいのり保険」は、トータルアシスト自動車保険とは、補償内容が大きく異なります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

### ちよいのり保険(1日自動車保険)

借りるお車を都度指定して、スマートフォン等で加入手続きする1日(24時間)単位の自動車保険です。保険料は800円/日~です。

- 対象となる自動車は、自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)です。
- 運転者本人(記名被保険者)、運転者本人の配偶者、運転者本人が役員となっている法人が所有するお車、これらの方が実態上所有するお車およびレンタカーは対象外です。
- 運転する予定がない場合は、加入いただけません。
- 加入いただく前に、二次元コードによる「事前登録」が必要です。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

# 用語のご説明



	説明
加入者【保険契約者】	保険会社に対し保険契約の申し込みをする方をいいます。契約成立後は保険料を支払う義務を負います。
本人【記名被保険者】	「ご契約のお車を主に使用される方」で以下のいずれかの方をいいます。 (1)ご契約のお車を主に運転される方 (2)ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方 ※運転者の年齢条件や限定範囲、補償の対象となる方の範囲の基準となる方ですので、十分な確認をお願いします。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(以下の要件をすべて満たす方をいいます)を含みます。 1.婚姻意思を有すること。 2.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 ※婚姻とは異なります(婚姻者は配偶者に含めません)。 ※戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
同居	同一家庭に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
別居の未婚の子	記名被保険者またはその配偶者いずれとも別居している、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。
同居の親族	記名被保険者またはその配偶者のいずれかと同居している親族のことをいいます。
家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます)をいいます。
記名被保険者とその家族	次の方をいいます。 ○記名被保険者 ○記名被保険者の配偶者 ○記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ○記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ※同居・別居は、住民票上の記載ではなく居住実態(生活の本拠)により判定します。
被保険者	補償の対象となる方、または補償を受けることができる方をいいます。
ご契約のお車【被保険自動車】	ご契約いただく保険で補償の対象となるお車をいいます。
保険金額【限度金額・契約金額】	保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

## ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険・トータルアシスト	総合自動車保険
ちよいのり保険(1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約
弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(自動車)
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)および基本条項特約(費用)
他車・車外自動車事故特約	人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)	車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償)
ドライエーゼントパーソナル(DAP)特約	事故発生時の通知等に関する特約
故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約

	説明
契約期間【保険期間】	保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことをいいます。この期間内に発生した損害について保険会社の補償を受けることができます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車の所有権を有する方(原則として自動車車検等の「所有者の氏名または名称」欄に記載されている方)となります。申込書等上、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約のお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします)をいいます。
搭乗中【乗車中】	お車の正規の乗車装置またはその装置になる室内(隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます)に搭乗中であることをいいます。
自己負担額【免責金額】	ご契約時にあらかじめ設定する自己負担額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
約款【普通保険約款】	基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約を併せてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。
全損	ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となる場合(ただし、保険金額が50万円未満の場合は限度額引上げ払を行わないときに限ります)、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。 ※「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」における「全損」の定義はこれと異なります。
特約	普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。
時価	自動車保険では、市場販売価格相当額をいいます。
逸失利益	事故がなければ得ていたはずの将来の収入・利益をいいます。
通院	医師等による治療が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他治療を受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのものは含まれません。
通院日数	上記通院した日数のことです。
保険年度	契約期間の初日から1年ごとの期間をいいます。
解約	保険契約者からの通知により保険契約を解除することをいいます。
ファミリーバイク【原動機付自転車】	道路運送車両法第2条第3項にいう「原動機付自転車」のことをいいます。例えば、「側車付以外で総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下のもの」もしくは「側車付で総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のもの」をいいます。
主な自家用車【自家用8車種】	お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車(普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

安心の事故対応

補償内容

保険料の考え方

ノンフリート等級別利率制度

安心のアシストサポート

用語の解説・ペットネームの説明